

無電柱化で



町田市無電柱化推進計画

2020年3月

町 田 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	背景	1
2	計画の目的	2
3	計画の位置付け	2

第2章 無電柱化の概要

1	無電柱化の整備手法	4
---	-----------	---

第3章 無電柱化の現況と課題

1	町田市の無電柱化の状況	5
2	他区市町村における無電柱化率の状況	5
3	整備期間の長期化	7
4	高額な整備費用	9
5	地上機器の設置場所の確保	10

第4章 無電柱化の推進に関する基本方針

1	基本方針	11
2	整備方針	12

第5章 無電柱化推進計画の期間

1	計画の期間	13
---	-------	----

第6章 無電柱化の推進に関する目標

1	無電柱化優先整備路線の選定	14
2	選定指標	20
3	整備目標	21

第7章 無電柱化の推進に関する施策等

1	無電柱化の推進に関する施策	24
---	---------------	----

第1章 計画策定の趣旨

1 背景

台風や地震時には、電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐことで救助活動の円滑化を図り、電柱の倒壊や電線の切断による長期停電等を防ぐ必要があります。また、狭い道路において、電柱は歩行者や車いす利用者の安全な通行を阻害し、林立する電柱や輻輳する電線は都市景観を阻害します。

このため、無電柱化の推進は「防災」、「安全・快適」、「景観」の視点から必要な取組となっています。

国においては、2016年に無電柱化をめぐる近年の情勢の変化を踏まえ、「無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）」（以下、「無電柱化法」という。）が定められ、2018年には無電柱化法に基づく「無電柱化推進計画」が策定されました。また、東京都では2017年に無電柱化の更なる推進に向けて「東京都無電柱化推進条例」が施行され、2018年に「東京都無電柱化計画」が策定されました。

こうした背景を踏まえ、町田市においても無電柱化法に基づいて「町田市無電柱化推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

防 災	安全・快適	景 観
<p>台風や地震時に、電柱の倒壊による道路閉塞を抑止し救助活動の迅速化を図り、電柱倒壊や電線の切断による長期停電等を防ぎます。</p>  <p>引用：国土交通省 HP</p>	<p>狭い道路では、電柱が歩行者や車いす利用者の通行を妨げています。</p> 	<p>林立する電柱や輻輳する電線は、都市景観を阻害しています。</p> 

図1 無電柱化の必要性

2 計画の目的

本計画は、「無電柱化の推進に関する基本方針」、「無電柱化推進計画の期間」、「無電柱化の推進に関する目標」及び「無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講すべき施策」を定め、町田市道^{※1}における無電柱化を計画的に推進することを目的とします。

3 計画の位置付け

本計画は、無電柱化法第8条第2項^{※2}に基づき、国の無電柱化推進計画や東京都の無電柱化計画に基づいて定める計画です。

また、本計画は関連計画である「町田市都市計画マスタープラン」、「町田市地域防災計画」、「町田市景観計画」、「町田市内の移動等円滑化の全体方針」、「町田市中心市街地まちづくり計画」、「東京都無電柱化推進計画」及び「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」との整合を図っています。

※1 町田市道

町田市道の無電柱化は本計画により推進し、都道の無電柱化は東京都の無電柱化計画や無電柱化推進計画により推進されます。

※2 無電柱化法第8条第2項

条項抜粋「市町村（特別区含む。以下この条において同じ。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「市町村無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。」

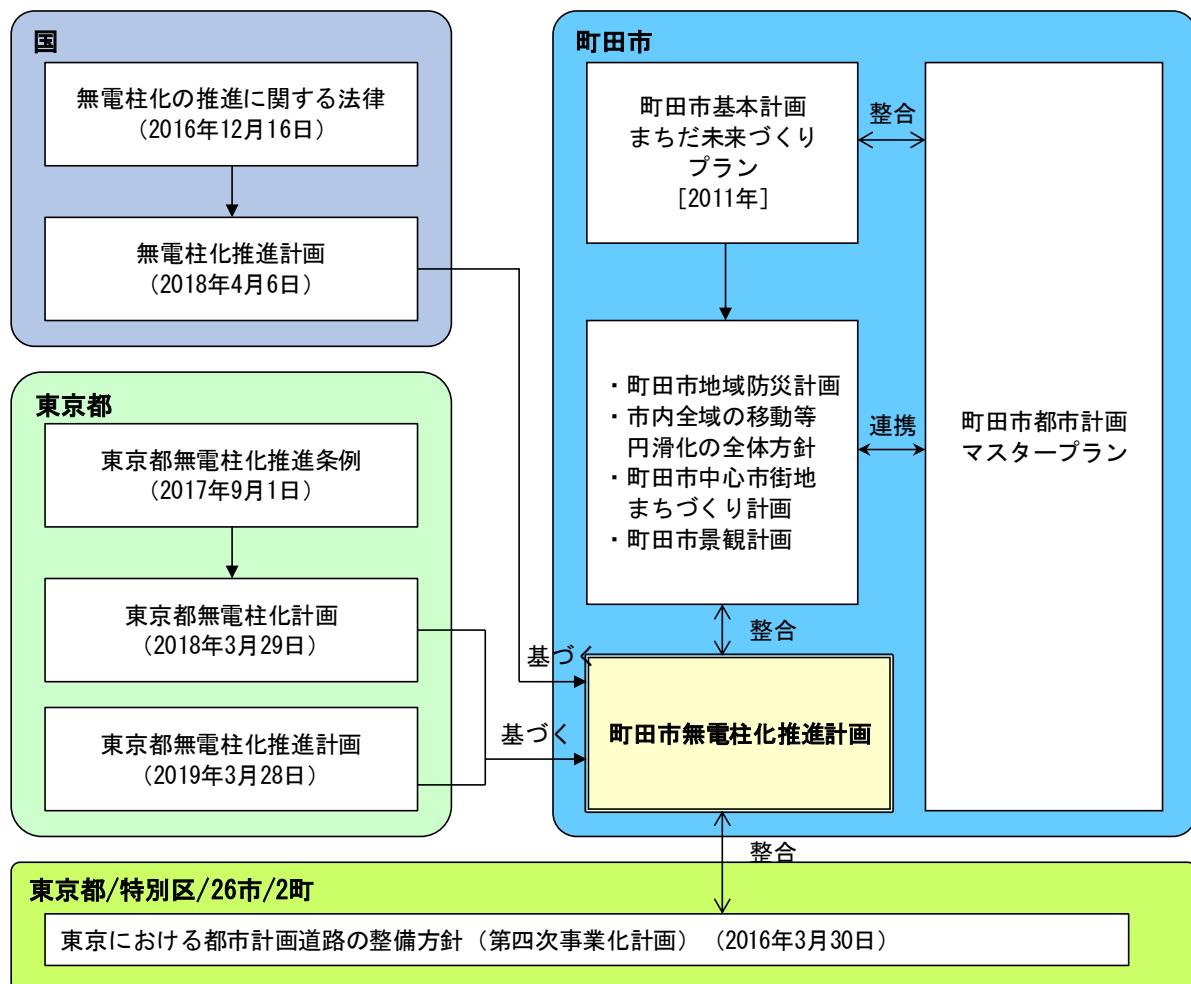


図2 町田市無電柱化推進計画の位置付け

第2章 無電柱化の概要

1 無電柱化の整備手法

無電柱化には、大きく分けて電柱地中化と電線類地中化の整備手法があり、それぞれの手法で、下図のとおりの様々な整備手法があります。

1995年の「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」^{※1}が施行された後は、国、東京都及び区市町村等の道路管理者が無電柱化を行う際、電線共同溝方式が主な整備手法となりました。^{※2}



図3 無電柱化の分類

※1 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、電線共同溝の整備指定をした道路では、新たな電柱や電線の占用を制限することが可能となります。

※2 原則、無電柱化は電線共同溝方式で行いますが、現地の状況次第で電線共同溝方式以外で無電柱化を行う可能性があります。

第3章 無電柱化の現況と課題

1 町田市の無電柱化の状況

市内における無電柱化の状況としては、市認定路線の全体延長約 1,281km のうち、2019 年時点の無電柱化整備延長は約 13.2km で、無電柱化率は約 1.0%※1 となっています。また、無電柱化が望ましい、無電柱化対象路線※2 における無電柱化率は、約 9.0% となっています。

表 1 市内の無電柱化状況（2019 年時点）

路 線	延 長 (k m)	整備延長 (k m)	無電柱化率 (%)
町田市道	約 1,281	約 13.2	約 1.0

表 2 無電柱化対象路線の無電柱化状況（2019 年時点）

路 線	延 長 (k m)	整備延長 (k m)	無電柱化率 (%)
無電柱化対象路線	約 118	約 10.6	約 9.0

2 他区市町村における無電柱化率の状況※3

他区市町村における無電柱化率の状況としては、東京 23 区で約 8%、神奈川県下の主要都市で平均約 2%程度となっています。

表 3 他自治体における無電柱化率

自治体名称	無電柱化率
町田市	約 1%
東京 23 区	約 8%
横浜市	約 3%
川崎市	約 2%
相模原市	約 1%

引用：「都道府県、政令市別の無電柱化率」（国土交通省 HP）

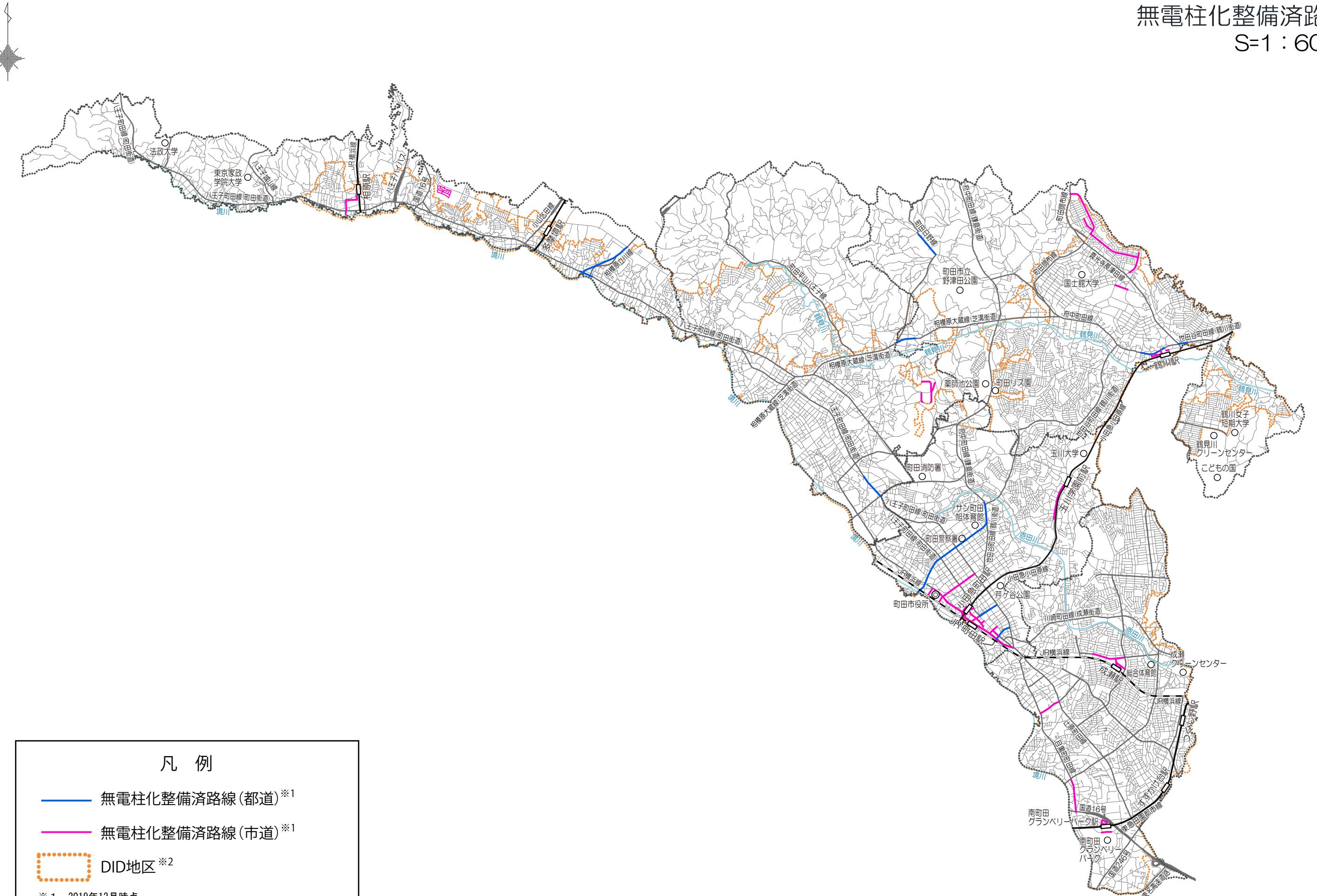
※1 無電柱化率の算定は無電柱化整備延長 ÷ 全町田市道延長

※2 無電柱化対象路線は、町田市地域防災計画における DID 地区内の啓開道路、市内の主要駅周辺のバリアフリー基本構想における生活関連経路等としています。なお、市内の主要駅は町田駅、玉川学園駅、鶴川駅、成瀬駅、南町田グランベリーパーク駅の 5 駅です。

※3 町田市以外の自治体は、2017 年度末における電柱、電線類のない延長の割合を無電柱化率としています。

無電柱化整備済路線図

S=1 : 60,000



0 500m 1,000m 2,000m

3 整備期間の長期化

電線共同溝の整備は、既設の水道管やガス管などの地下埋設物が占用されている道路において、新たに地下埋設物として設けるため、関係事業者との調整や支障となる地下埋設物の移設、電線共同溝本体の工事、電線や電柱の撤去などが必要となり、整備完了まで長い期間が要されます。

一般的に、道路延長約 400mの無電柱化を実施するためには、約 7 年間の期間を要するとされています。^{※1}

このため、工期の短縮に向けた検討を推進していく必要があります。

道路延長約 400mあたり	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
① 設計・手続き							
② 支障移設工事							
③ 電線共同溝本体工事							
④ ケーブル入線・引込管工事							
⑤ 電線・電柱の撤去							
⑥ 請装復旧工事							

図 4 無電柱化の標準的なスケジュール

引用：「東京都無電柱化計画」（2018 年 3 月、東京都）

※1 「東京都無電柱化計画」より引用

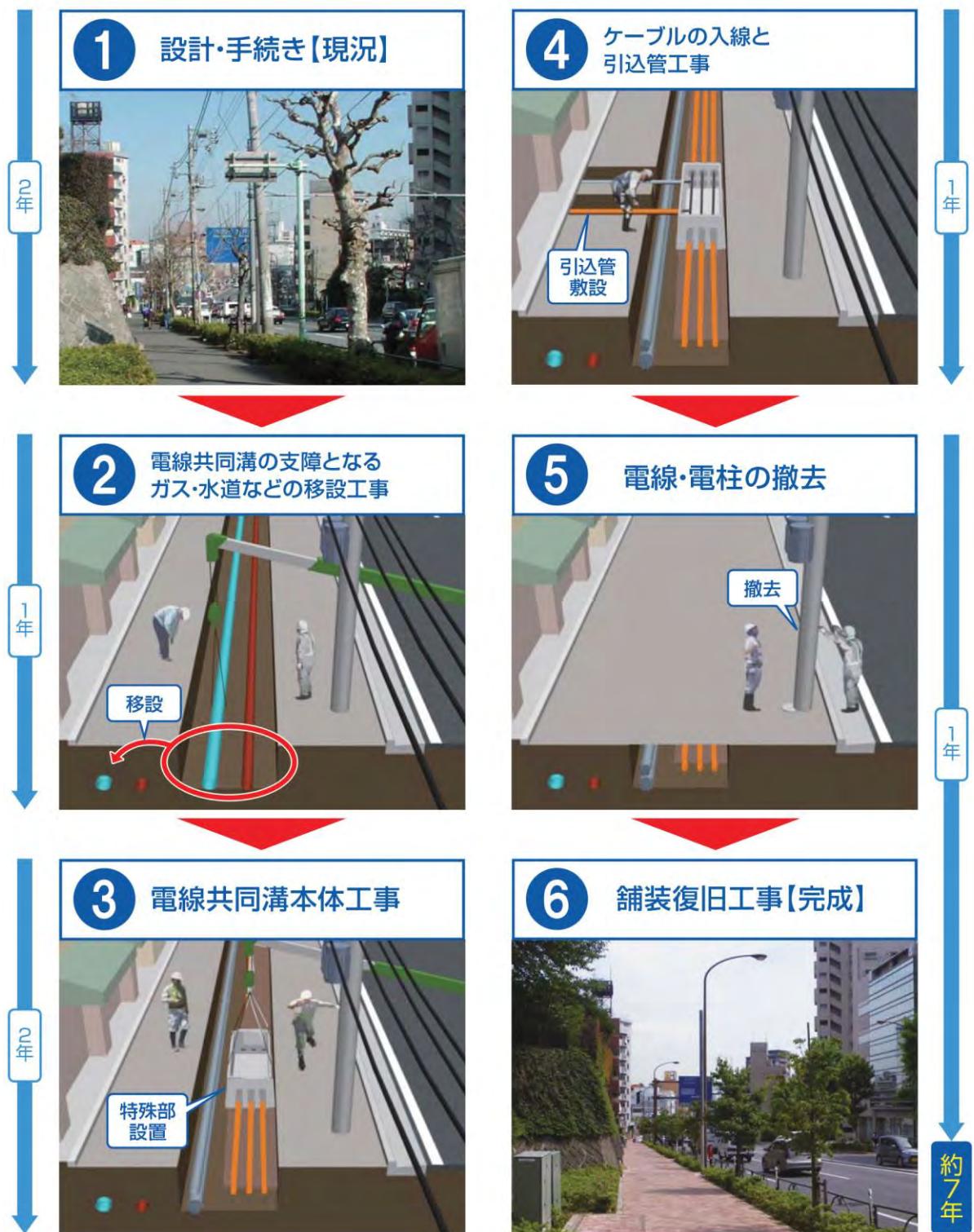


図 5 電線共同溝工事の流れ

引用：パンフレット「東京の無電柱化」(2017 年 8 月、東京都 HP)

4 高額な整備費用

電線共同溝による整備には、施設延長（電線共同溝施設の延長）1kmあたり5.3億円の費用を要するとされており、そのうち3.5億円が道路管理者負担とされています。（国交省調べ）

歩道幅員が2.5m未満、又は歩道がない道路では、埋設している管路が支障となり、特殊部^{※1}や電線共同溝の管路の埋設が困難な場合が多く、更なる整備費用が必要となることが想定されます。

このため、道路管理者及び関係事業者が連携してコスト縮減に向けた取組を推進していく必要があります。

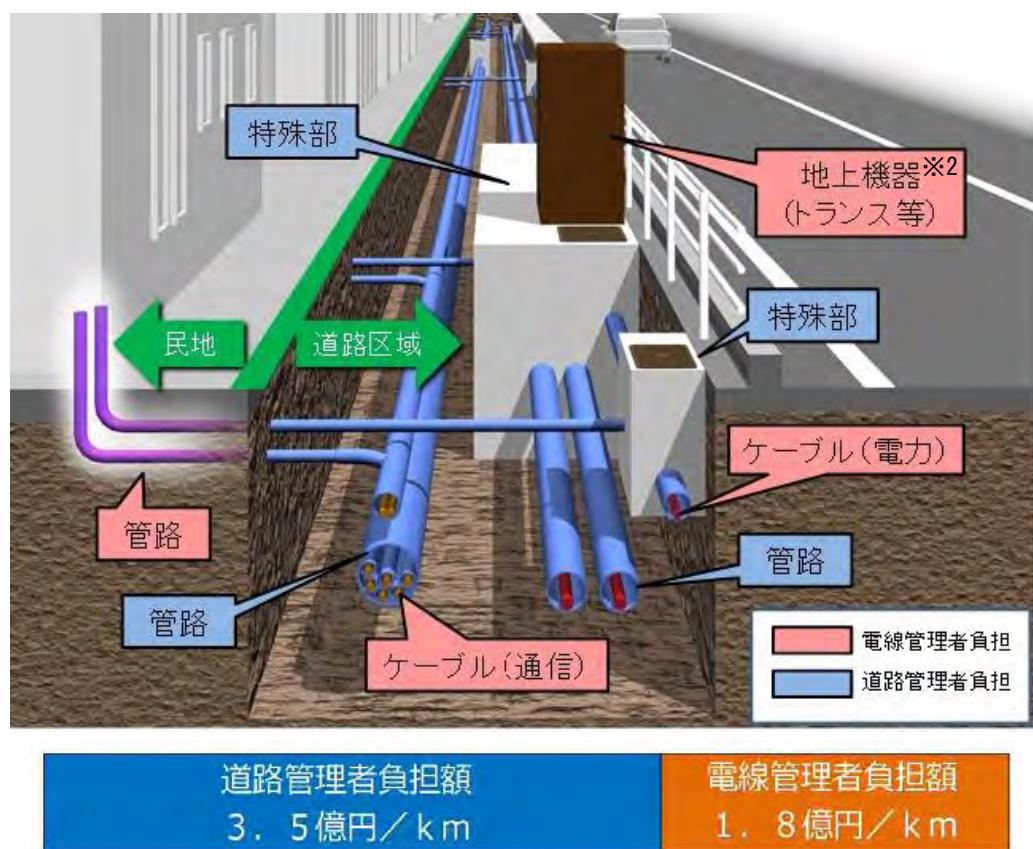


図6 電線共同溝の整備に係る費用負担
引用：「東京都無電柱化計画」（2018年3月、東京都）

※1 特殊部

地中に埋設された管路を管理するためのマンホールのことです。

※2 地上機器

電気を高圧から低圧に変換したり、電気の流れを変えたりするために必要な機器です。電線を地中化する際は、これらの機器を地上に設置する必要があります。

5 地上機器の設置場所の確保

電線共同溝による整備では、地上機器を歩道上に設置することが一般的ですが、歩道幅員が2.5m未満、又は歩道がない道路では、道路区域内に地上機器の設置場所を確保することが困難となっています。

このため、学校や公園等の公共用地、民地の空きスペース等を利用するなど、地上機器の設置場所の検討が必要となっています。



図7 公共用地等への地上機器設置イメージ

引用：「東京都無電柱化推進計画」(2014年12月、東京都)

第4章 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1 基本方針

町田市における無電柱化の推進に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）を以下のとおり定めます。

【基本方針1】都市防災機能の強化

台風や地震時に、電柱の倒壊による道路の閉塞や電線の切断を防ぐとともに、救助活動の円滑化や電気・電話などのライフラインの安定供給を図ることで、都市防災機能を強化します。

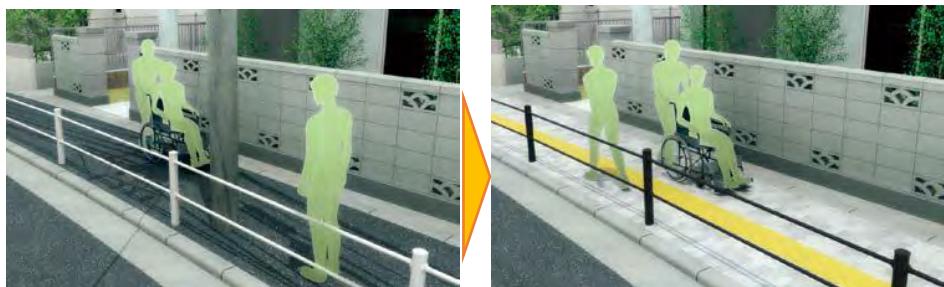
防
災



【基本方針2】安全で快適な通行空間の確保

歩行等の妨げとなる電柱をなくし、歩行者や車いすなどが通行しやすい空間を確保します。

安
全
・
快
適



【基本方針3】魅力的な都市景観の創出

景観を阻害する電柱や電線をなくし、魅力的な都市景観を創出します。

景
觀



引用図：「無電柱化ってなに？」（東京都 HP）

2 整備方針

基本方針を踏まえ、以下の整備方針のもと無電柱化の整備を推進します。

① 効果的な整備推進

既存道路を無電柱化するには、相当の時間と費用が要されます。そのため、既存道路の無電柱化にあたっては、効果が高い路線を優先して整備していきます。

② 効率的な整備推進

無電柱化率を高めるためには、効率的な無電柱化の整備が必要です。

町田市が新たに整備を行う都市計画道路、まちづくり上必要な路線、幅員12m以上の道路では、地上機器の設置スペースを確保できるため効率的な整備が可能となることから、これら道路整備に併せて無電柱化を整備します。

また、土地区画整理事業、市街地再開発事業、開発行為等に伴って整備される幅員12m以上の道路においても、無電柱化を促進します。

③ 低コスト化手法の検討・導入

無電柱化するには、高額な整備費用が課題となります。コスト縮減を図るため、技術開発の進展を踏まえながら、低コスト化手法を積極的に検討・導入します。

④ 関係事業者等との連携

無電柱化は、整備期間の長期化が課題となります。円滑に無電柱化を推進するため、道路工事調整会議等において関係事業者等と連携し、工期の短縮や必要最低限の地下埋設物の支障移設工事とするよう調整を行っていきます。

⑤ 無電柱化整備に関する補助制度等の活用

「無電柱化チャレンジ支援事業制度」や「社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）」、「区市町村無電柱化事業に対する都費補助制度」等、国や東京都の補助制度を活用することで、無電柱化事業の財源確保を図ります。

第5章 無電柱化推進計画の期間

1 計画の期間

町田市無電柱化推進計画の計画期間は、「東京における都市計画道路の整備方針」（第四次事業化計画）と合わせ※、2020年度から2025年度までの6ヶ年間とします。

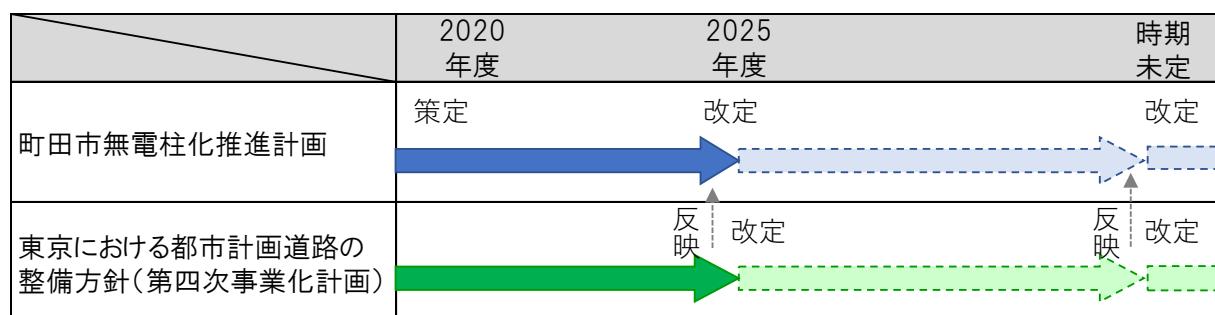


図8 計画の期間

※ 2026年度以降の次期町田市無電柱化推進計画は、効率的な整備を図るため次期の都市計画道路の事業化計画の計画期間と同期間とします。なお、現時点で次期の都市計画道路の事業化計画の名称や計画期間は未定です。

第6章 無電柱化の推進に関する目標

1 無電柱化優先整備路線の選定

町田市道の全延長は約 1,281km^{※1} であり、整備方針のとおり、効果的・効率的な無電柱化の整備推進をするため、下記のとおり優先的に無電柱化を行う「無電柱化優先整備路線」を選定します。

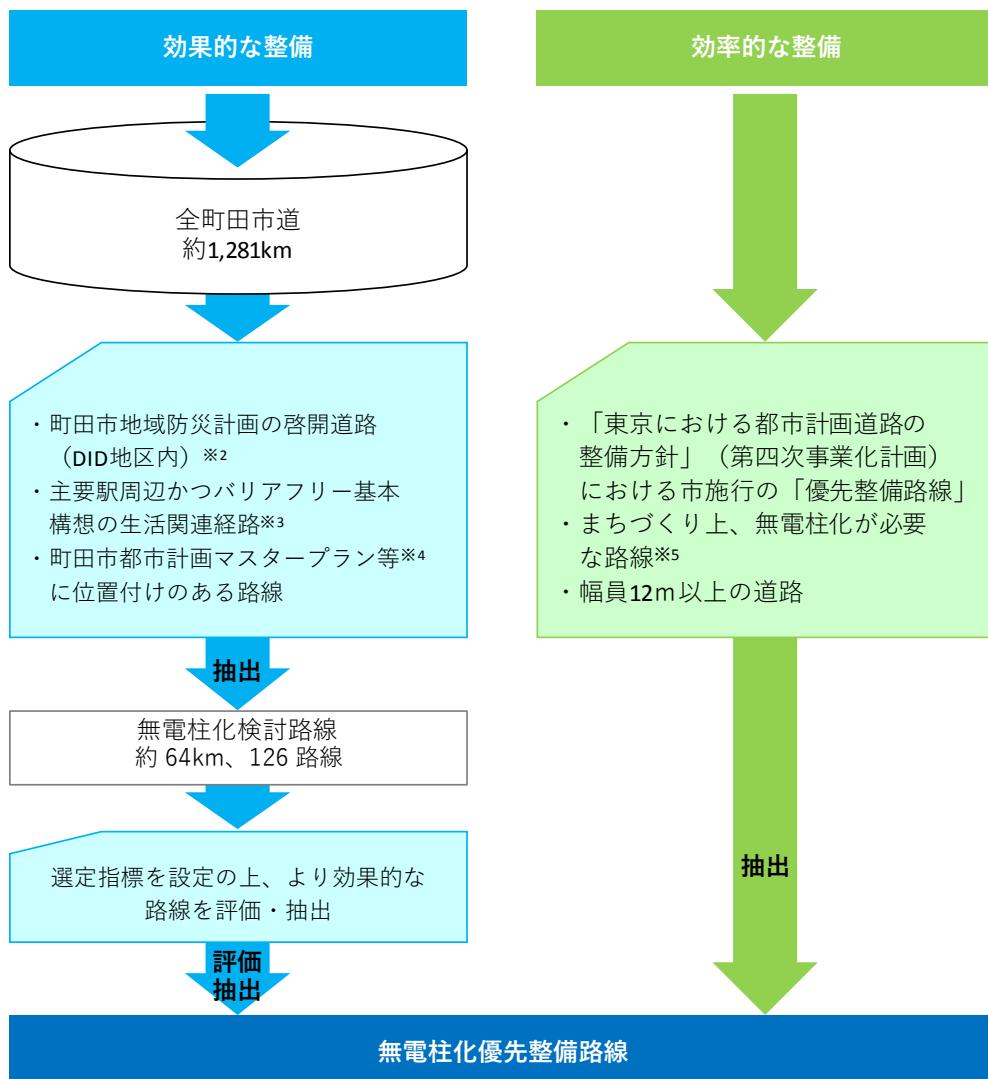


図9 無電柱化優先整備路線選定フロー

※1 町田市道全延長：2019年時点

※2 DID 地区内：原則 1k m²当たり 4,000 人以上で人口が 5,000 人以上の人口集中地区のこと。

※3 主要駅の基準：利用人員が概ね 2.5 万人/日以上の駅。市内主要駅は町田駅、玉川学園駅、鶴川駅、成瀬駅、南町田グランベリーパーク駅の 5 駅。主要駅周辺とは半径 500m 以内のこと。

※4 町田市都市計画マスタープラン、中心市街地まちづくり計画

※5 無電柱化が必要な路線：まちづくりを行う上で、協議や検討等を重ねて無電柱化が必要となった路線のこと。

無電柱化検討路線図（堺地区）

S=1 : 30,000



凡 例

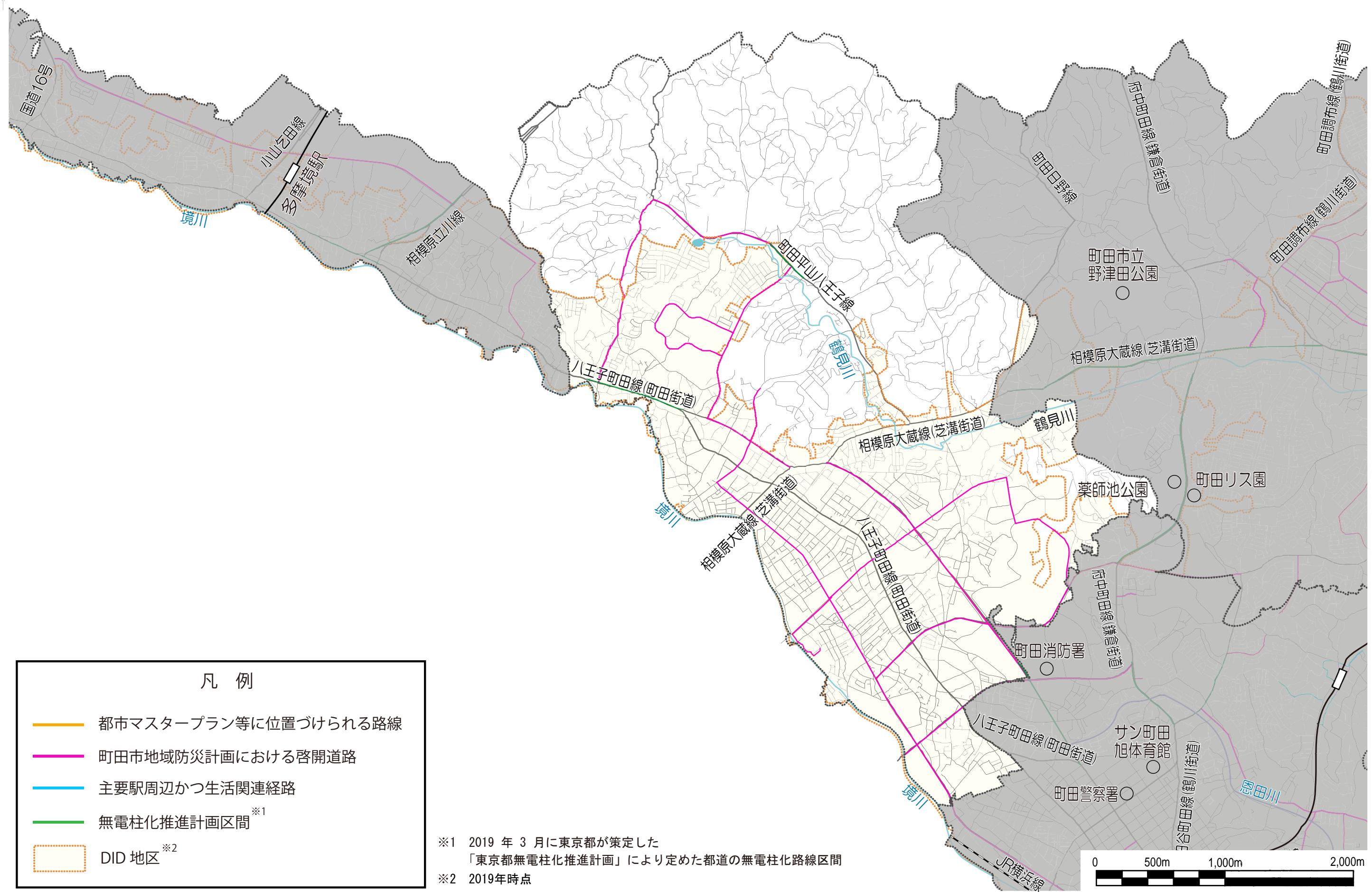
- 都市マスタープラン等に位置づけられる路線
- 町田市地域防災計画における啓開道路
- 主要駅周辺かつ生活圈連絡路
- 無電柱化推進計画区間^{※1}
- DID 地区^{※2}

※1 2019年3月に東京都が策定した
「東京都無電柱化推進計画」により定めた都道の無電柱化路線区間
※2 2019年時点

0 500m 1,000m 2,000m

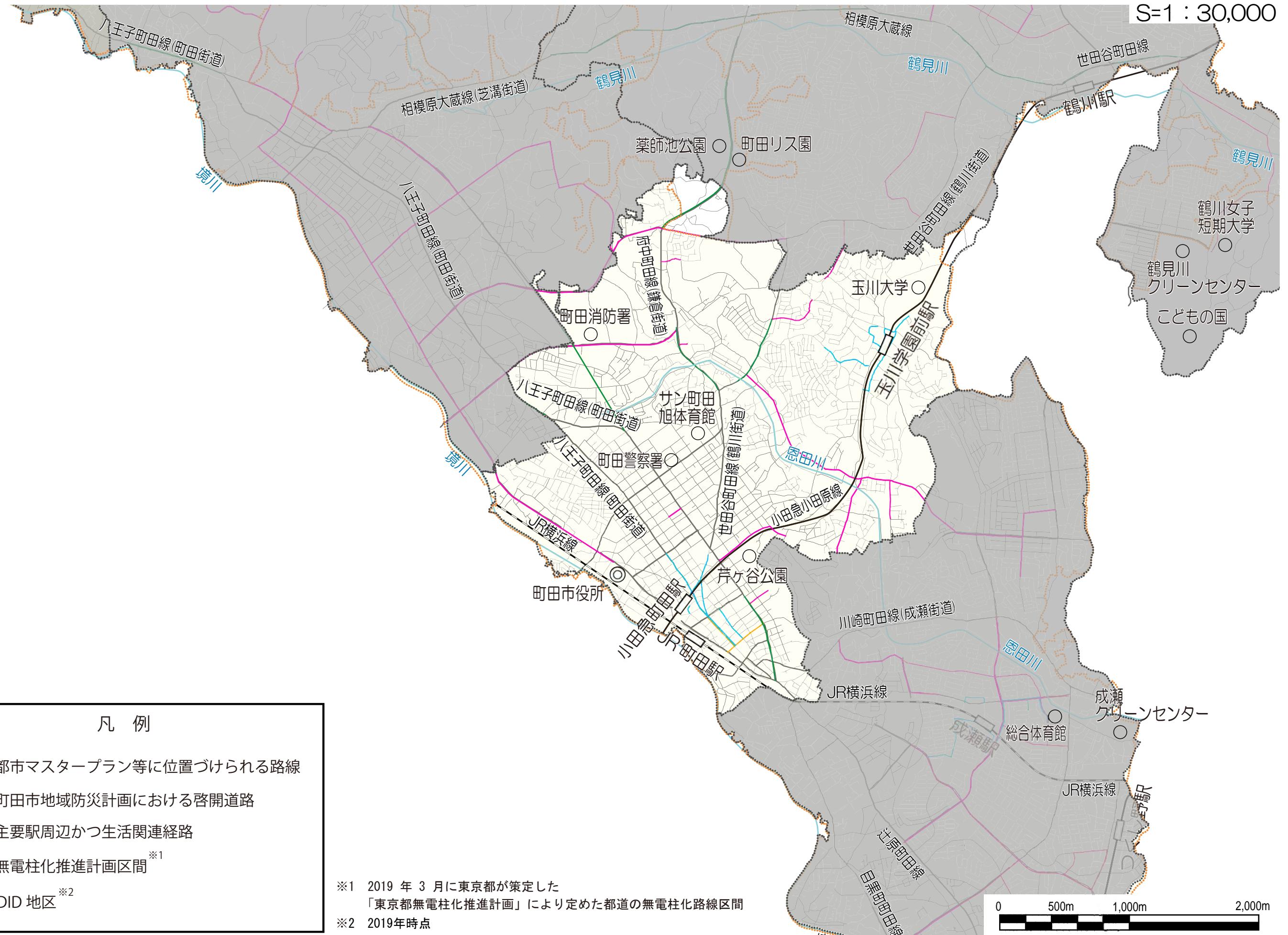
無電柱化検討路線図（忠生地区）

S=1 : 30,000



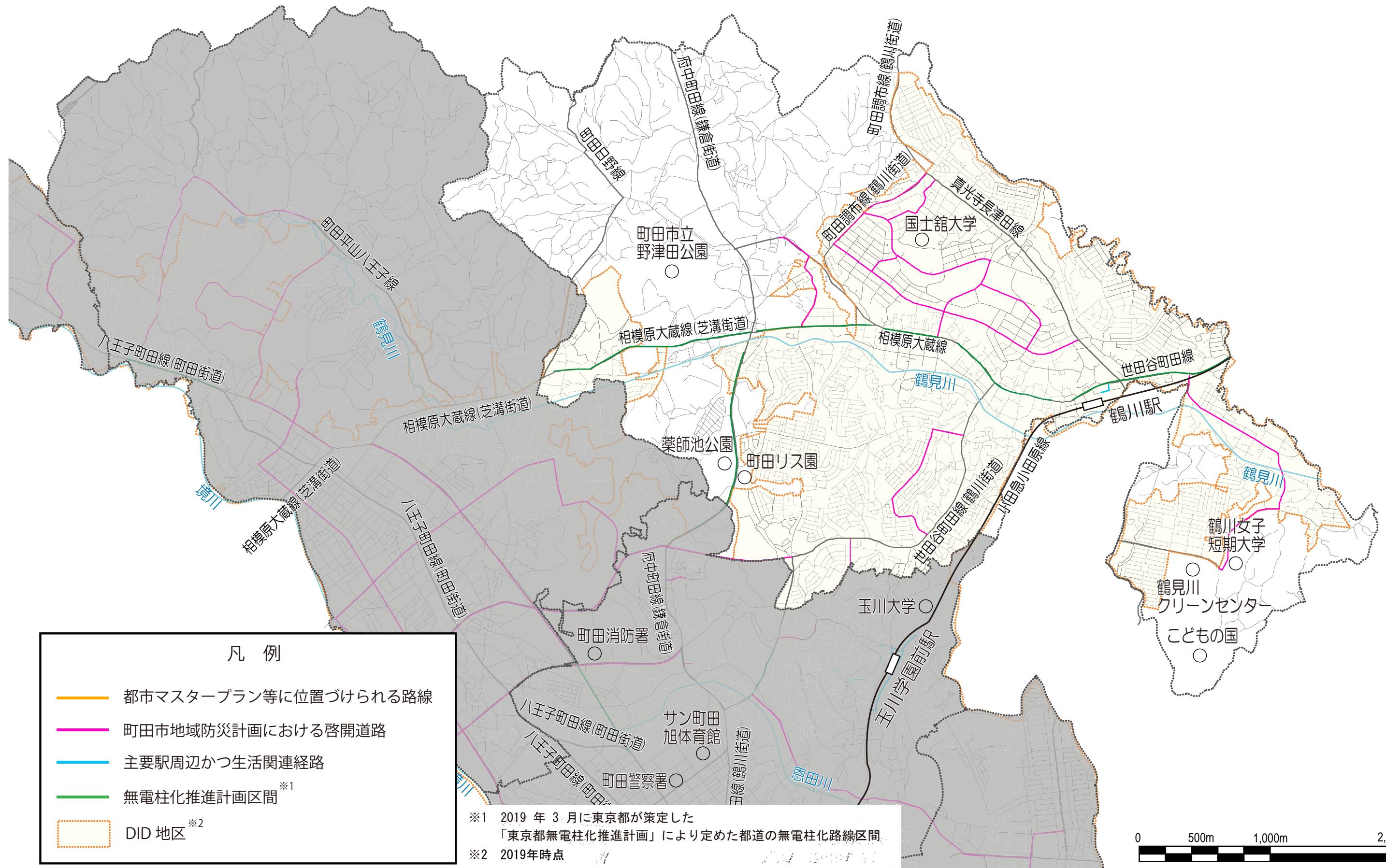
無電柱化検討路線図（町田地区）

S=1 : 30,000



無電柱化検討路線図（鶴川地区）

S=1 : 30,000



無電柱化検討路線図（南地区）

S=1 : 30,000



凡 例

- 都市マスターplan等に位置づけられる路線
- 町田市地域防災計画における啓開道路
- 主要駅周辺かつ生活関連経路
- 無電柱化推進計画区間^{※1}
- DID 地区^{※2}

※1 2019年3月に東京都が策定した
「東京都無電柱化推進計画」により定めた都道の無電柱化路線区間
※2 2019年時点

0 500m 1,000m 2,000m

2 選定指標

基本方針や関連計画及び無電柱化の効果の早期発現を考慮し、効果的な整備を行うため、以下のとおり選定指標を設定しました。

表4 選定指標

項目		無電柱化の必要性
防災	緊急輸送道路	緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うもので、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路であるため
	啓開道路	啓開道路は、震災後の緊急輸送活動や救助活動を早期かつ円滑に行うもので、優先的に障害物等を取り除き、優先的に復旧させる道路であるため
	避難広場・避難施設の前面道路	災害時における避難広場や避難施設へのアクセス経路を確保するため
	災害拠点病院等の前面道路	災害拠点病院は、発災直後から重傷者を受け入れるもので、そのアクセス経路を確保するため
	災害拠点連携病院の前面道路	災害拠点連携病院は、発災直後から中傷者の受け入れや重傷者の搬送までの待機を行うもので、そのアクセス経路を確保するため
	消防署の前面道路	災害時において消火活動や救助救急活動を実施する拠点であるため
安全・快適	小学校周辺の通学路	児童の安全な歩行空間を確保するため
	主要駅周辺かつ生活関連経路	高齢者などの安全な歩行空間を確保するため
景観	商店街	商店街は日々の買い物の場として、ものを売り買ひするだけではなく、地域に交流とにぎわいをもたらす暮らしの広場であるため
	町田市都市計画マスター プランに位置づけのある路線	原町田中央通りや文学館通りを無電柱化し、にぎわいと交流を創出するまちづくりをするため
	町田市中心市街地まちづくり計画	原町田中央通りを含む商店街エリアの個性と魅力づくりの取組みの一つとして、無電柱化を掲げているため
	町田市景観計画	多摩境通りが景観形成誘導地区とされていて、秩序ある景観を形成するとともに、魅力的なにぎわいを創出することが必要とされているため
その他	無電柱化ネットワークの形成に寄与する路線	無電柱化のネットワークを形成して、早期に無電柱化の効果を発現させるため

3 整備目標

無電柱化優先整備路線として、以下のとおり 9 路線 1 区域、約 5.3 km を選定しました。計画期間である 2025 年度までに、無電柱化優先整備路線の整備に着手^{※1}することを整備目標とします。

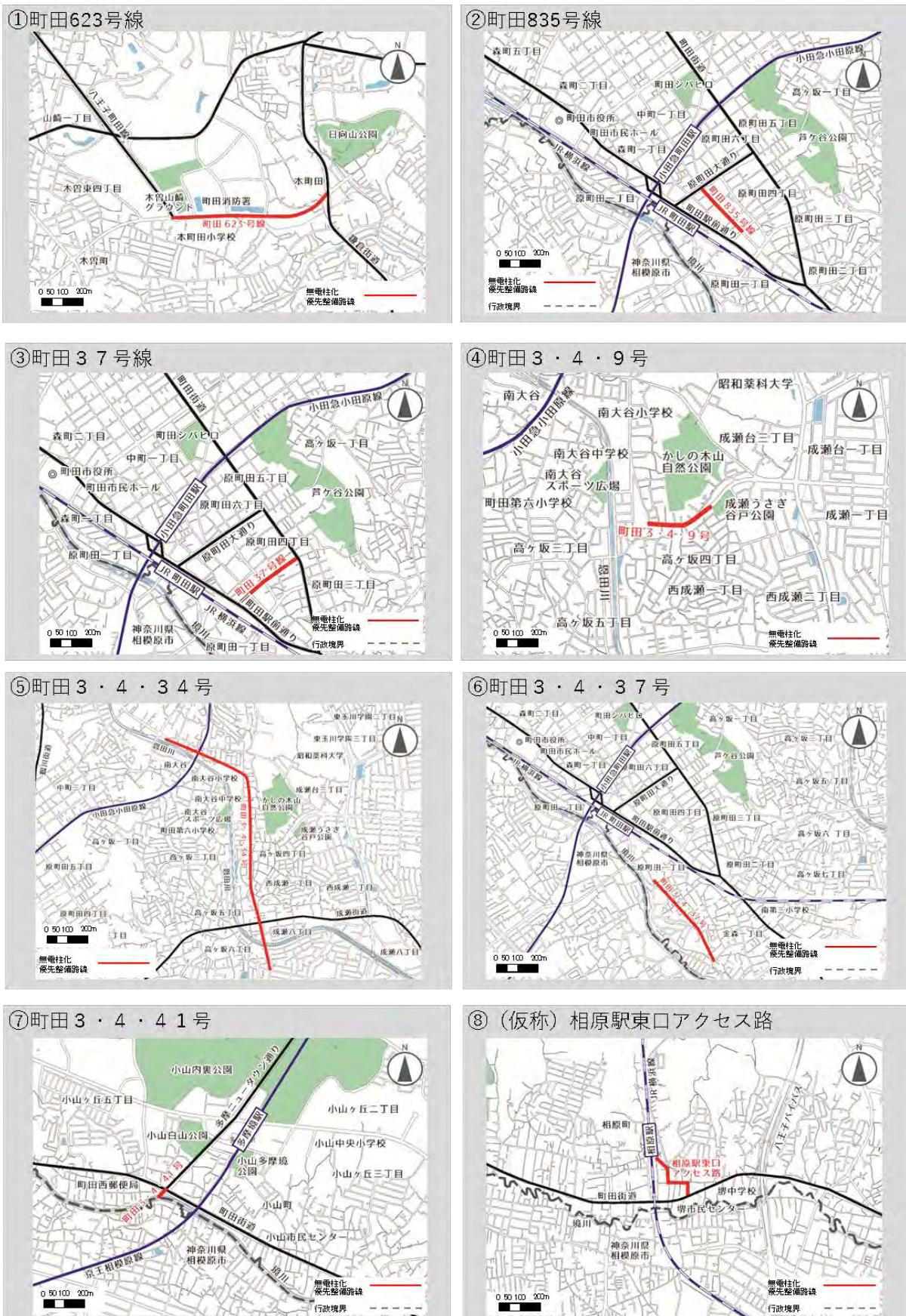
表 5 無電柱化優先整備路線一覧

	路線名	道路 延長 ^{※2}	区分	関連計画
効果的な整備	①町田 623 号線 (町田消防署前面道路)	約 900m	現道	町田市地域防災計画
	②町田 835 号線 (原町田中央通り)	約 320m	〃	町田市都市計画マスター プラン
	③町田 37 号線 (文学館通り)	約 340m	〃	〃
効率的な整備	④町田 3・4・9 号 高ヶ坂成瀬線	約 340m	都市計画 道路	東京における都市計画道路 の整備方針 (第四次事業化計画)
	⑤町田 3・4・34 号 本町田金森線	約 1,840m	〃	〃
	⑥町田 3・4・37 号 原町田鶴間線	約 930m	〃	〃
	⑦町田 3・4・41 号 ニュータウン幹線	約 50m	〃	〃
	⑧(仮称) 相原駅東口 アクセス路	約 340m	まちづくり上 必要な路線	町田市都市計画マスター プラン
	⑨町田 3・3・28 号鶴川駅 北口線 (駅前広場)	約 220m	〃	〃
	⑩鶴川駅南口市街地 再整備区域	—	〃	〃

※1 ①～③、⑧の路線は路線指定、④～⑦、⑨の路線は都市計画道路の事業認可又は道路法の指定を「整備着手」とします。⑩の区域は土地区画整理事業の事業認可等を「整備着手」とします。

※2 各路線の道路延長を指し、無電柱化の整備延長とは異なる場合があります。

※ なお、今回選定した無電柱化優先整備路線以外についても、まちづくりの状況に応じて、必要な場合は無電柱化を行います。



⑨町田3・3・28号



⑩鶴川駅南口市街地整備（区域）



第7章 無電柱化の推進に関する施策等

1 無電柱化の推進に関する施策

無電柱化の推進に関する施策等を総合的、計画的かつ迅速に推進するため、以下の事項についても積極的に実施していきます。

①占用制限制度の適切な運用

道路法第37条に基づく新設電柱の占用を制限する措置について、国では緊急輸送道路を、東京都では都道等を対象に実施していることを踏まえ、市では啓開道路等を対象に制限していくことを検討します。

②広報・啓発活動の強化

無電柱化に関する市民の理解と協力が得られるよう、事業内容や整備効果等に関する広報誌（パンフレット）等を作成し、広く周知を図ります。

③関係機関との連携強化

国や東京都と連携した技術検討や電線管理者との整備手法に関する協議・調整を推進します。

④他事業との調整

都市計画道路の整備や開発事業等が実施される際には、コスト縮減・工期短縮を図るため、同時施工が図られるよう施工時期等の調整を図ります。併せて、無電柱化事業の推進を関係機関に働きかけます。

⑤計画の進行管理

計画の着実な進行管理に向け、事業の進捗状況を適切に管理します。

無電柱化の整備状況や新たな整備手法の実用化、国や東京都の無電柱化に関する動向等を踏まえながら、適宜計画の見直しを図ります。

【町田市無電柱化推進計画】

発 行 : 町田市
〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22
電話 042-722-3111（代表）
発行年月 : 2020 年 3 月
編 集 : 町田市道路部道路政策課
刊行物番号 : 19-114

